５　取引相場のない株式等の評価の改正（純資産価額方式）

取引相場のない株式を評価する際の純資産価額計算上の負債について、会社法の施行により「利益処分」という概念がなくなったことに伴い、利益処分を前提とした配当金及び役員賞与の金額の取扱いの部分を削除した。

（評基通 186 関係＝改正）

１　従来の取扱い

取引相場のない株式を純資産価額方式により評価する場合には、「課税時期の直前に終了した事業年度の利益処分として確定した配当金及び役員賞与の金額のうち、課税時期において未払いのもの」については、負債に含むこととしていた。

２　通達改正の概要

⑴　課税時期における各資産又は各負債の金額を基に純資産価額を計算する場合（課税時期において仮決算を行う場合）

配当金及び役員賞与の金額については、旧商法においては、定時株主総会における利益処分案の決議を経て確定するとされていたが、会社法にはこのような規定は置かれていない。

そこで、配当金及び役員賞与の金額については、他の負債科目と同じく、課税時期において確定している金額のうち、未払いとなっている金額に限り負債に計上することとし、利益処分を前提とした取扱いであった評価通達 186(3)を削除した。

（注１）　課税時期が配当金交付の基準日の翌日から、配当金交付の効力が発生する日までの間にある場合には、配当金交付の効力が発生していないので、当該配当金は負債に計上できない（ただし、配当期待権が発生しているので、株式の価額の修正を行うことに留意する必要がある（評基通 187）。）。また、役員賞与が株主総会の決議事項である場合において、課税時期が、当該株主総会前である場合には、役員賞与の支払いは確定していないので、当該役員賞与の金額は負債に計上できない。

（注２）　直前期末が平成 18 年 5 月 1 日以後の場合には、会社法の施行により、各事業年度の決算に係る「利益処分」という概念がないことから、課税時期が平成 18 年の場合においても、改正前の評価通達 186(3)の適用はなく、配当金及び役員賞与の金額については、他の負債科目と同様、課税時期において確定している金額のうち、未払いとなっている金額に限り負債に計上することとなる。

⑵　直前期末における各資産又は各負債の金額を基に純資産価額を計算する場合（課税時期において仮決算を行わない場合）

評価会社が課税時期において仮決算を行っていないため、課税時期における資産及び負債の金額が明確でない場合において、直前期末から課税時期までの間に資産及び負債について著しく増減がないため評価額の計算に影響が少ないと認められるときは、直前期末の資産及び負債を基に、課税時期の純資産価額を計算しても差し支えないこととしている（明細書通達「取引相場のない株式（出資）の評価明細書の記載方法等」第５表２⑷）。この場合において、直前期末の利益処分に係る配当金及び役員賞与の金額は、直前期末における

純資産を減少させることとなるので、これらの金額は負債に計上して純資産価額を計算することとしていた。

会社法の施行に伴い、各事業年度の決算に係る「利益処分」という概念はなくなったことから、この場合の配当金及び役員賞与の金額の取扱いについては、他の負債項目と同様、直前期末において確定している場合で未払いのものに限り負債に計上すべきものか、又は課税時期までの間に確定した配当金については負債に含めるべきものか、という整理が必要である。

直前期末の翌日から課税時期までの間に、配当金交付の効力が発生している場合には、当該配当金が確定することにより、株式の価額が下落することが考えられる（いわゆる「配当落ち」）が、直前期末を基準とした場合には、その権利（配当金）を含んだ配当落ち前の価額となっていることになる。

したがって、直前期末の資産及び負債を基に評価する場合であっても、課税時期までの間に確定した配当金については負債に含めるのが適当であることから、そのように取り扱うこととした（下図の（Ｂ）の期間）。

なお、課税時期が配当金交付の基準日の翌日から配当金交付の効力が発生する日までの間にある場合においては、配当期待権が発生しているので、株式の価額の修正を行うことに留意する（下図の（Ａ）の期間）。

（注）　課税時期が平成 19 年で、直前期末が平成 18 年４月 30 日以前の場合には、直前期の決算に係る「利益処分」により確定した役員賞与の金額は、直前期末における純資産を減少させることとなるので、純資産価額の計算上、当該金額は負債に含めて計算することとなる。

なお、課税時期が平成 18 年で、直前期末が平成 18 年５月１日以後の場合には、会社法の施行により、各事業年度の決算に係る「利益処分」という概念がなくなったことから、直前期末日後に確定した役員賞与の金額は、直前期末における純資産を減少させることはないので、純資産価額の計算上、当該金額を負債に含めずに計算することとなる。
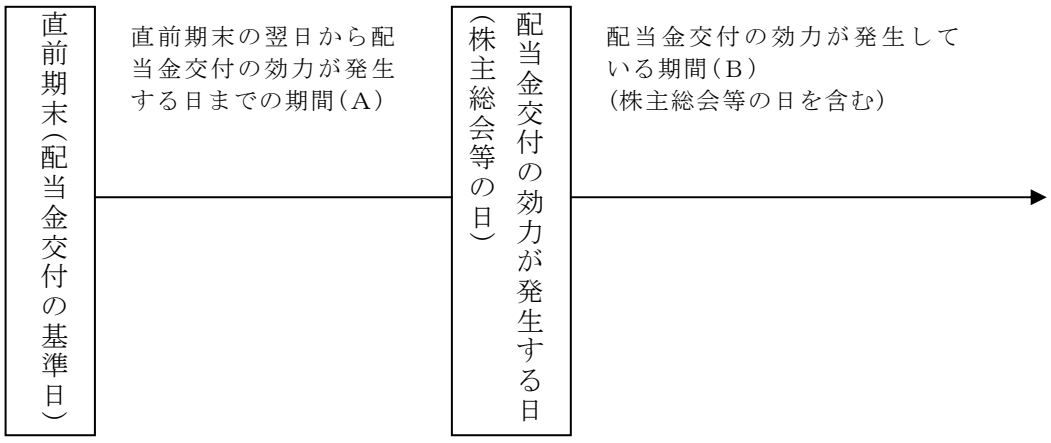
（参考）